

近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第8条の規定に基づき、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県において、地震等による災害が発生し、被災府県では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、府県間の応援活動を迅速に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援主管府県等)

第2条 応援活動を実施するため、次表のとおり府県ごとに応援主管府県及び応援副主管府県（以下「応援主管府県等」という。）を定める。

被災府県	応援主管府県	応援副主管府県
福井県	滋賀県	京都府
三重県	滋賀県	奈良県
滋賀県	京都府	三重県
京都府	大阪府	福井県
大阪府	兵庫県	奈良県
兵庫県	大阪府	徳島県
奈良県	大阪府	京都府
和歌山県	大阪府	徳島県
徳島県	兵庫県	和歌山県

2 災害が発生した場合には、被災府県は速やかに応援主管府県等に被害状況等を連絡し、連絡を受けた応援主管府県等は、被災府県の状況を他の府県に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資等の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣

(5) 避難者、傷病者の受入れ

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、府県は、平素から防災関係機関等と十分な連携を図ることにより、災害発生時の迅速的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、応援主管府県等に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

2 要請を受けた応援主管府県等は、速やかに他の府県と調整の上、応援計画を作成し、被災府県に対し、応援内容を連絡するものとする。

3 第1項に定める要請をもって、応援を受けようとする府県から各府県に対して応援の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた府県が、応援を受けた府県への往復の途中において生じたものについては応援した府県が賠償の責めに任ずる。

3 応援を受けた府県が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた府県から要請があった場合には、応援した府県は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(緊急派遣等)

第6条 府県域において、震度6以上の地震が観測された場合又は激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災府県との連絡が取れない場合には、応援主管府県等は、速やかに当該被災府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。

2 応援主管府県等は、情報収集の結果、特に緊急を要し第4条第1項に定める要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たずに応援を行うことができる。

3 前項による応援については、第4条第1項に定める要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第7条 府県は、被災府県の要請に応え、又は前条の規定により職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第8条 府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年6月末日までに、地域防災計画その他災害応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。

ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、各府県に連絡するものとする。

(訓練)

第9条 府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年合同して災害応急活動に関する訓練を実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、必要の都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年2月20日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、各府県記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年2月20日

福 井 県 知 事

三 重 県 知 事

滋 賀 県 知 事

京 都 府 知 事

大 阪 府 知 事

兵 庫 県 知 事

奈 良 県 知 事

和 歌 山 県 知 事

徳 島 県 知 事

近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請の手続き)

第2条 応援を受けようとする府県は、応援主管府県等に対し、応援要請書(様式1)により可能な限り内容を明記して、応援を要請するものとする。

(応援計画)

第3条 応援主管府県等は、作成した応援計画を様式2により関係府県に通知するものとする。

(応援経費の府県等)

第4条 協定第5条に定める経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 協定第6条第1項に定める緊急派遣に要する経費は、応援主管府県等の負担とする。
- (2) 備蓄資機材及び備蓄物資等の提供に係るそれらの輸送、補充に要する経費は、要請府県の負担とする。
- (3) 応援職員の派遣に要する経費については、応援府県が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (4) その他応援に要する経費については、原則として要請府県の負担とする。

(資料の交換)

第5条 協定第8条に定める災害応急活動に必要な参考資料については、次のとおりとする。

- (1) 災害時の連絡窓口及び防災担当者の氏名
- (2) 防災関係機関名称、所在地及び連絡窓口
- (3) 緊急物資及び資機材等の保有状況
- (4) その他必要と考えられる事項

(その他)

第6条 この協定実施細目に定めのない事項等については、その都度関係機関が協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

この協定実施細目は、平成8年2月20日から適用する。

[様式略]